

インフルエンザ予防接種費用の 一部を補助します



■ 補助の対象

令和5年10月1日～令和6年2月29日までに受けた予防接種

■ 補助が受けられる方

予防接種の接種日に、当組合の資格のある被保険者と被扶養者

■ 補助する額

1人につき2,000円を限度
(補助額を下回る場合は、その金額を補助)

■ 回数

期間内に1回限り

■ 申請方法

「インフルエンザ予防接種補助金申請書」「申請者連名簿」に、
必要事項を記入のうえ、領収書の写し（インフルエンザ予防接種
代と明記したもの）を添付して、当組合に請求してください。

■ 請求の期限

令和6年3月29日

大阪婦人子供既製服健康保険組合